

【諮問第 461 号】多摩興産株式会社八王子工場太陽光発電施設設置事業について

(規制部会での議論)

資 料 2

事 項	部会の指摘事項	自然環境保全計画書の変更点
残留緑地の管理	・地主が残留緑地を伐採したことについて、経緯や再発防止策について記載すること。	○ 伐採から現在までの経緯、その後の管理及び自社有地化をはじめとする再発防止策について示し、保全計画書に記載（P. 資-2～P. 資-4）
自然環境への影響	・自然環境への影響を少なくするため、残留緑地ではなく、改変済みの採石場の中でできないか検討したのか。	○ 区域全体の状況を確認し、他に適地がないか整理し、保全計画書に記載（P. 資-1）
斜面の安全性	・太陽光発電施設設置区域は樹木の伐採後に切り株を残し安定性を確保するということについて、枯死することで不安定になる可能性があるのではないか。 ・伐採後のひこばえを残す点について、生長するとパネルに影がかかり、パネル下だと光が当たらず伸びないのではないか。 ・太陽光パネルを設置する斜面について、風化岩層は何mくらいで、安定解析等から斜面崩壊のおそれがないことは確認しているのか。 ・斜面の安定性を確保するため、地盤への影響の少ない工法を選定する等、地盤面への配慮を明記し、今後も継続的に斜面崩壊のおそれ等がないか確認すること。 ・太陽光発電設備の施工の際に現地盤の調査を行い、結果に基づき太陽光発電設備の安全な設置を行うことや、その後のモニタリングについて保全計画に記載すること。	○ 切り株の状態を定期的に管理し、切り株が枯死して不安定な状況が確認された場合には取り除き、浸食防止マットを設置するなどの対策を行う計画とし、保全計画書に記載（P. 15） ○ 切り株の状態を定期的に管理し、ひこばえが生長した場合は、刈り取りを行う計画とし、保全計画書に記載（P. 15） ○ ボーリング調査結果及び斜面の安定性の確認について整理し、保全計画書に記載（P. 14） ○ 地盤の安定性を確保するための配慮について整理し、安定性を継続的に確認していくことを保全計画書に記載（P. 14） ○ 太陽光発電設備施工の際の現地盤の調査や、検討方法、その後のモニタリングについて検討を行い、保全計画書に記載（P. 15）
雨水排水	・伐採によって表面流出が大きくなるため、鹿子沢とその下流への影響（生物）を検討すること。 ・調整池は太陽光発電施設側になく、採石場側の流量を抑える形になっているが、計算式は太陽光施設によって増加した分の流出量しか考えていない。下流側の氾濫のおそれを考え安全性を再検討すること。 ・太陽光発電施設下の堆砂範囲について、構造や水の流れの詳細を検討すること。	○ 放流河川や下流河川の状況から影響が少ないかどうか検討し、保全計画書に記載（P. 資-6） ○ 河川への放流量について再度検討を行い、より安全になるような計算式により調整池容量を大きくし、保全計画書に記載（P. 65～P. 68） ○ 堆砂範囲の構造や水の流れについて検討を行い、構造について保全計画書に記載（P. 資-9～P. 資-13）